

上 尾 市

上尾市消防本部 訓令第1号

上尾市教育委員会

本 出 先 機 関
上 尾 市 消 防 本 部
上 尾 市 教 育 委 員 会 事 務 局
市 立 教 育 機 関
上 尾 市 多 文 化 共 生 推 進 委 員 会
第3次上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議

第3次上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議設置規程を次のように定める。

令和7年3月28日

上尾市長 畠 山 稔

上尾市消防長 中 山 一 之

上尾市教育委員会教育長 西 倉 剛

第3次上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議設置規程

(設置)

第1条 第3次上尾市多文化共生推進計画（上尾市多文化共生推進委員会条例（令和6年上尾市条例第34号。第8条第1項において「条例」という。）第2条第1号に規定する上尾市多文化共生推進計画であって、令和9年度から令和13年度までをその計画の期間とするものをいう。以下「推進計画」という。）の策定に当たり、その案を作成するため、第3次上尾市多文化共生推進計画策定庁内検討会議（以下「検討会議」という。）を設

置する。

(所掌事務)

第2条 検討会議は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 推進計画の案の作成に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、多文化共生の推進に関し必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 委員長及び副委員長は、委員の互選によりこれを定める。

2 委員は、別表に掲げる課に属する職員のうちから、それぞれ当該課の長が指名した者をもって充てる。

(設置期間)

第4条 検討会議の設置期間は、令和9年3月31日までとする。

(会議)

第5条 検討会議の会議は、委員長が招集し、その議長となる。

2 検討会議は、検討会議を構成する者の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

(関係者等との協議)

第6条 検討会議は、その所掌事務を遂行するに当たり、関係者及び関係機関と協議することができる。

(協力要請)

第7条 検討会議は、その所掌事務の遂行上必要があるときは、関係者及び関係機関に対し、資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(報告)

第8条 検討会議は、推進計画の案を作成したときは、その内容を上尾市多文化共生推進委員会（条例第1条の規定に基づき設置された上尾市多文化共生推進委員会をいう。以下この条において「委員会」という。）に報告しなければならない。

2 検討会議は、委員会の要求があったとき、又は必要があると認めるときは、推進計画の案の作成に関しその進捗状況を委員会に報告するものとする。

3 前2項の規定による報告の結果に基づき、委員会が検討会議に対し推進

計画の案の内容に関し指示を行ったときは、検討会議は、当該指示に関する事項について調査検討を行い、その結果を再度委員会に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 検討会議の庶務は、市民生活部市民協働推進課において処理する。

(委任)

第10条 この規程に定めるもののほか、検討会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

(この訓令の失効)

2 この訓令は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表 (第3条関係)

| | | | | | | | |
|------------|--------------|----------------|------------|----------------|----------|-----------|------------------|
| 総務部危機管理防災課 | こども未来部こども支援課 | こども未来部こども家庭保健課 | 健康福祉部高齢介護課 | 市民生活部人権男女共同参画課 | 環境経済部商工課 | 消防本部消防総務課 | 教育委員会事務局学校教育部指導課 |
|------------|--------------|----------------|------------|----------------|----------|-----------|------------------|